

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	令和3年度（第1回）入間市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和3年5月25日（火） 午後2時00分開会・午後3時00分閉会
開 催 場 所	入間市役所 C棟 5階 501会議室
議 長 氏 名	松下庄一
出席委員（者）氏名	1号委員 荒岡真由美、齋藤大治、齋藤めぐみ、中沢茂樹 晝間達夫（会長代理） 2号委員 粕谷光由、澤田壽一、寺師良樹、宮城公子 3号委員 山下昇治、築地芳枝、中林誠一、永田雅良 松下庄一（会長） 4号委員 荒川雄三、佐藤誠
欠席委員（者）氏名	村下紀明、永岡拓也
説明者の職氏名	議事 (1) 入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について 松谷主幹 (2) 令和4年度における国民健康保険税率等の改定について （諮問）井上主幹 その他 (1)報告事項 ①新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税 の減免について 井上主幹
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	別紙「会議録（2）」のとおり（公開）
非 公 開 理 由	
傍 聴 者 数	0人
配 布 資 料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	市 長 杉島理一郎 健康推進部長 岸道博 健康推進部次長 晝間晴美 国保医療課長 坂本満 国保医療課主幹 松谷敏行 井上健太郎 国保医療課副主幹 石田弘美 国保医療課主任 佐々木小百合
会議録作成方法	要点記録

会 議 録 (2)

議事の概要（経過）・決定事項

- 1 委嘱状交付
- 2 開会（司会）
- 3 会長あいさつ（松下会長）
- 4 市長あいさつ（杉島市長）
- 5 諮問（杉島市長）
令和４年度における国民健康保険税率等の改定について
- 6 議事（議長：会長）
 - (1) 入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（事務局からの説明・質疑応答の後に全員了承）
 - (2) 令和４年度における国民健康保険税率等の改定について（諮問）（事務局からの説明・質疑応答の後に全員了承）
- 7 その他
 - (1) 報告事項
 - ①新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について
- 8 閉会（晝間会長代理）

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
市 長 委員・職員 事 務 局 会 長 市 長 会 長	委嘱状交付式 新委員及び事務局職員紹介（省略） 開会（省略） 会長あいさつ（省略） 市長あいさつ（省略） 諮問（省略） 本日の出席委員は 16 名です。欠席の届出は、第 2 号議員の村下紀明委員、第 4 号委員の永岡拓也委員より欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、これより議事に入りますが、その前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の会議の議事録署名委員は、1 号委員から中沢茂樹委員、3 号委員から築地芳枝委員を指名します。
事 務 局	それでは、これより議事に入りますが、先ほど杉島市長より「令和 4 年度における国民健康保険税率等の改定について」諮問がございましたので、今年度については、当運営協議会において、この諮問事項を協議してまいります。本日を含めて数回に渡り協議した結果をとりまとめ、杉島市長へ「答申」する予定となります。委員の皆さまのご協力をお願いいたします。 それでは、本日の議題は 2 点あります。 まず、一点目の「国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。事務局より、説明願います。 それでは、議題 1 「入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。（資料 1 をご覧ください。） この条例につきましては、昨年 5 月に施行され、新型コロナウイルス感染症の感染等により、休業となった入間市国民健康保険加入者で勤務先から給与等の支払いを受けている方に対し、傷病手当金を支給するものです。 今回の改正の概要につきましては、新型コロナウイルス感染症の定義規定の改正であり、支給基準等の変更はございません。 施行日につきましては、公布の日とし、6 月議会に上程させていただく予定となっております。 具体的な改正内容につきましては、資料 1 の 1 ページ目の新旧対象表の下線部分の文言を改正するものです。 改正の事由につきましては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 6 条 7 項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」の定義規定に新型コロナウイルス感染症が追加され、法的に位置付けされたことにより、今まで新型コロナウイルス感染症として「みなして」いた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」附則第 1 条の 2 の規定が不要となったため、この規定が削除され、新旧対照表の右例（改正案）のとおり、直接規定する形式に改めるものです。 また、参考として、傷病手当金に係る条例及び規則のこれまでの改正の変遷と近隣市の支給状況について、資料に掲載しましたので、ご

会 長	確認願います。以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。 只今の事務局説明に対し、ご質疑等はございますか。 無ければ、「国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、ご了承いただいてよろしいでしょうか。 (異議なしの声) では、議題1につきましては、議案のとおり了承いたします。
事 務 局	次に、諮問事項となっております、二点目の「令和4年度入間市国民健康保険税の改正について」を議題とします。 事務局より説明願います。 議事(2)の令和4年度における国民健康保険税率等の改定について、説明させていただきますが、その前に、新しい委員様もおられますので、前回の税率等の改定について説明させていただきます。 当市では、前回の税率等の改定以前は、長らく改定がおこなわれず、平成24年度では赤字額約13億5千万円を一般会計から法定外繰入金を繰り入れることで補填していました。 そこで、この法定外繰入金を削減する目的から、10億円を段階的に削減することとし、3回の税率改定を実施するのが適当であるとの答申を平成26年度に運営協議会からいただきました。 この答申を受け、これまで、1回目の改定を平成27年度に、2回目の改定を平成30年度に実施しています。 3回目の改定については、平成30年度に国保広域化が創設されたこと、2回の税率改定により法定外繰入金の削減については答申による減額目標額である10億円に近い金額の減額が見込まれたこと等から、今後の税率改定については、答申の趣旨を生かし、国保広域化による制度の中で、市民の税負担の公平性を考慮しながら対応していくこととして現在に至っております。 それでは、令和4年度における国民健康保険税率等の改定についての説明に移ります。 先ほどお配りした諮問書の写しをご覧ください。 諮問事項等は、事前にお配りした資料2-(1)『令和4年度における国民健康保険税率等の改定について(諮問書)』から変更ありません。 医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に係る税率等の設定と、賦課方式の4方式から2方式への移行時期をお諮りするものです。 資料2-(2)『令和4年度における国民健康保険税率等の改定について(諮問に係る資料)』をご覧ください。 表紙をめくっていただき、1ページ、1 税率改定の趣旨 について、ご説明いたします。 (1) 国保広域化の考え方 にあるとおり、平成30年度から国民健康保険が広域化され、都道府県が財政運営の責任主体となりました。埼玉県が運営方針を策定し、当市は運営方針に基づき、国民健康保険の運営をおこなっております。 税率等の改定については、運営方針に基づき、県から示される事業費納付金や標準保険税率の推移等から税率等の改定の実施時期や改定内容を検討・実施する必要があります。

令和2年12月に策定され、令和3年度から5年度までを対象とする第2期の運営方針において、「令和8年度までに赤字（法定外繰入金）を解消する段階的な目標を設定すること」、「令和9年度までに収納率格差以外の項目を統一（準統一）すること」、「同じく令和9年度までに県内全ての市町村が賦課方式を2方式とすること」等の方針が示されております。

(2) 入間市の考え方ですが、当市は、運営方針を踏まえ、国保を健全かつ安定的に運営するため、赤字を解消し、保険税水準の統一に向けて取り組む必要があります。その上で、税率等の改定にあたっては次のような考えに基づき、実施したいと考えております。

まず、赤字額（法定外繰入金）の解消です。税負担の公平性や運営方針に基づき、原則、法定外繰入金は繰り入れないことを基本とします。

次に、財政調整基金の活用です。被保険者の負担増を抑制するため、積極的に財政調整基金を活用したいと考えます。

次に、標準保険税率に基づく税率等の改定をおこなうことです。県が示す標準保険税率を基本として、税率等の改定をおこないます。

次に、激変緩和措置を講じた段階的な税率等の改定です。急激な負担増を回避するため、税率等の改定は段階的に実施したいと考えます。

次に、賦課方式の2方式への移行です。2方式への移行は運営方針に示されており、前回の税率等の改定では3回目の改定で資産割・平等割を無くして2方式へ移行する予定でしたが、2方式への移行は資産割を付されていない低所得世帯や、世帯人数が多い多子世帯の負担増が見込まれることから、急激な負担増を回避するため、増幅幅が小さい改定となる見込みの2回目の改定で実施したいと考えます。

なお、2回目の改定は、令和7年度の実施を見込んでいます。

県および市の予定は1ページ下の表のとおりですが、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとする社会情勢の変化等、状況に応じて柔軟に対応したいと考えます。

ページをめくっていただき、2ページ、2 当市の現況 について、ご説明いたします。

はじめに、(1) 事業費納付金 について説明いたします。事業費納付金とは、県全体の保険給付費等について、国・県費等の公費で賄われない部分を、県内全市町村で所得水準や医療費水準に応じて分かち合う制度であり、納付金額の算定にあたっては、被保険者数や所得水準等に応じて所要額が按分されるとともに、市町村間で医療費水準に差がある都道府県では、医療費水準も反映される仕組みです。

表の下段、前年度対比額をご覧ください。

令和元年度の事業費納付金は前年度より約1千万円の増、令和2年度は約3億8千4百万円の減、令和3年度が約2億1千万円の増と、年度によって上下に大きく変動しており平準化が図られておりません。

今後の事業費納付金についてですが、国において、都道府県が財政安定化基金を事業費納付金の著しい上昇抑制に充てることを可能とする法改正を国会にて審議中であり、この法改正が成立した場合は、埼玉県においても事業費納付金の額の平準化が図られ、財政計画も立て

やすくなります。

続きまして、(2) 当市の国保財政状況について説明いたします。

令和2年度の決算見込では法定外繰入金を繰り入れていませんが、赤字が解消したわけではなく、財政調整基金からの繰入金で不足額を補っている状況です。表の標準保険税率に対する不足額、前年度対比額を見ていただくと、事業費納付金の増減と連動して上下に変動しています。令和3年度の不足額は約3億円となっています。

3ページをご覧ください。続きまして、(3) 当市の国保財政調整基金について説明いたします。

表の令和2年度決算見込の年度末基金残高の欄のとおり、令和2年度末の基金残高は5億円以上となっていますが、令和3年度当初予算において約3億2千万円を繰り入れたため、残高は1億8千8百万円を下回るまで減少しています。

今後の財政調整基金についてですが、現状、当市の保険税率と標準保険税率には乖離があり、不足額を財政調整基金からの繰り入れで賄っていますが、将来的には、県が示す標準保険税率に税率設定をすることで財源不足が生じることは原則なくなり、基金からの繰り入れも減少することが見込まれます。

続きまして、(4) 当市の国保財政推計について説明いたします。

表の右端、令和4年度当初予算推計をご覧ください。

令和4年度の推計において、歳出の見込額、約137億9千万円に対して、基金からの繰入金を除く歳入の見込み額は約134億4千万円であり、約3億5千万円の不足が生じる見込みです。

令和4年度推計の列から2つ左、令和3年度9月補正推計の一番下の欄、基金の残額が約2億1千万円となっていますが、この額が令和4年度予算編成時の基金残高となります。この基金残高の全てを繰り入れたとしても、不足額の3億5千万円を補うことができなくなる状況が見込まれます。

ページをめくっていただき、4ページをご覧ください。

市としても、健康増進事業の実施やジェネリック医薬品の推進等により医療費の抑制を図ることで歳出の削減に努めております。

また、収納率の向上や更なる保険者努力支援の達成等による交付金の獲得に努めており、歳入の確保にもつとめております。

国に対して更なる財政支援についても継続して要望しておりますが、当市の国保財政は厳しい状況にあります。

続きまして、3 協議事項 について、ご説明いたします。

ここまで説明させていただいた 1 税率改定の趣旨 および 2 当市の現況 については、これまで説明させていただいたとおりです。

財政推計の表よりについて説明いたします。

ページをめくっていただき、6ページ、7ページの 表1 をご覧ください。7ページの太枠・網掛けの部分が、令和4年度から令和9年度までの不足額の推計となります。

令和4年度においては、約3億5千万円の不足が見込まれており、令和5年度以降も毎年度2億3千万円から2億4千万円前後の不足額が生じる見込みです。

このようなことから、令和4年度に税率等の改定が必要であると考

えております。

4 ページにお戻りください。税率等の改定をおこなうとした場合、本日、ご協議いただきたい事項が2つございます。

1 つめは、税率等の改定で見込む額、効果額についてです。

案としては、不足が見込まれる3億5千万円に対して、基金からの繰入金を予算編成時の基金残高のほぼ全額に近い2億円とし、基金からの繰入金では補えない1億5千万円を税率等の改定で見込むものです。

8 ページにお進みください。表2 は令和4年度に1億5千万円の効果額を見込んだ税率等の改定をおこなった際の推計となります。

一番下の段、「歳入－歳出」欄をご覧ください。令和4年度から令和6年度までは、税率改定の効果額および基金からの繰り入れにより不足額が生じない見込みですが、令和7年度には約1億円の赤字が発生し、税率等の改定が必要となる見込みです。

4 ページにお戻りください。提案させていただいた案についてですが、基金からの繰入金を最大限活用することから、被保険者の負担増は最低限に抑制されます。

また、令和4年度、令和7年度と段階を踏んで改定をおこなうことにより、激変緩和を図ることができます。

このようなことから、税率等の改定で見込む額、効果額を1億5千万円としてよろしいか、ご協議いただきたいと思えます。

なお、表2 における事業費納付金の額は過去の実績の平均からみた推計値となっています。1 税率改定の趣旨 にて説明させていただいたとおり、事業費納付金の額は大きく上下に変動している状況です。今年度秋の試算として概算額が示された際、事業費納付金の額が予想より低く、税率等の改定の効果額が1億5千万円は必要なかった場合、その余剰額は基金に積み立てて令和5年度以降の繰入金として不足額に充てさせていただきたいと考えております。逆に、事業費納付金の額が予想よりも高く、効果額が1億5千万円では足りなかった場合は、原則、繰り入れないこととしている法定外繰入金を繰り入れることで対応したいと考えます。

5 ページをご覧ください。

協議して頂きたい事項の2 つめは、2 方式の移行時期についてです。

当市の協議会の前回答申や県国保運営方針に基づき、賦課方式を4方式から2方式に移行しますが、令和4年度の改定ではなく、その次の改定時としたいと考えております。

その理由としては、2方式へ移行することで、資産割を持たない低所得世帯や多子世帯などでは負担が増大すること、新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の経済状況の悪化が見込まれること、被保険者の急激な負担増を回避するため、増額幅が小さい改定の予定である2回目で実施したいこと、があります。

被保険者の負担増を抑制するため、2方式への移行を令和4年度の改定ではなく、その次の改定時としてよろしいかご協議いただきたいと思えます。

9 ページにお進みください。今後協議いただきたい事項についてですが、税率等の改定をおこなうとした場合、今回の運営協議会で決定

会 長	した内容を基に、具体的な税率等についてご協議いただきたいと考えております。 今後のスケジュールについては資料にあるとおりですが、必要に応じて、会議の回数を増やしてご協議いただく場合があります。 説明は以上です。ご協議、よろしくお願いします。
山下委員	ただいま事務局から説明がございました。皆さんのこの資料関係の書類を見ていただきますとおわかりのように、1 ページは、国保広域化の考え方、埼玉県国保の保険の運営方針から、入間市の考え方というものが書かれております。そういう中で、今回につきましては、今事務局からお話がございましたように、4 ページでございしますが、税率等の改正で見込み額について、税率改定で見込み額は 1 億 5,000 万円。財政調整基金から繰入金が 2 億円。こういう形で、1 億 5,000 万円の税率の変更を、今回協議していただきたいということでございます。今説明がございましたけれども、委員の皆さんの方から何かご質問等ございますでしょうか。
事 務 局	1 ページ目の 2 方式への移行は、増額幅が小さい改定の予定である 2 回目に、とあります。具体的には表 2 にある数字を背景にしているのだと思いますが、どうして 2 回目の方が増額幅は小さくなる予定なのですか。そこをもう少しわかりやすく説明してください。
会 長	表 2 の税率の推移についてですが、まず令和 4 年度に 1.5 億円改定させていただくと、令和 5 年度、令和 6 年度についてはその効果額として 1.3 億円、1.2 億円とだんだん下がっていき、令和 7 年度では 1.1 億円という効果になります。そのうち、基金を約 6,000 万円入れると、「歳入」-「歳出」（表 2 一番下の欄）にある 0.9 億円になります。 要するに令和 4 年度では基金繰入金を除き 1.5 億円の不足額が生じますが、令和 7 年度では 9,000 万円の不足額が生じるということなので、その不足額の小さいところで 2 方式にした方が値上げ幅は小さくなるため、2 方式については令和 7 年度に行うと計画しております。
齋藤大委員	よろしいでしょうか。 今説明が事務局からございましたけれども、特にこの関係につきましては、被保険者代表の 1 号議案の皆さんの方が直接関係のあることと思いますので、1 号委員の皆さん何かご意見ございますでしょうか。 斎藤委員いいでしょうか。
事 務 局	1 人当たりの限度額が今回は 4,600 円ぐらいの額だと思うのですが、先々改定するたびに、このぐらいの税増額が見込まれるのでしょうか。 令和 4 年度に 1.5 億円改定した場合の約 4,636 円という数字は、1.5 億円を単純に被保険者数で割った数字です。実際には家族構成や世帯の所得などに応じて上下しますけれども、平均としては 4,636 円となります。ですので、この 1.5 億円改定した場合には、令和 5 年度、令和 6 年度と引き続きその金額が継続されますけれども、令和 7 年度については約 9,000 万円の税率改定ということになりますので、令和 7 年度は 1 人当たり 3,000 円あたりに下がると思います。
中沢委員	ありがとうございます。 1 号委員の中沢委員いかがでしょうか。 4 方式から 2 方式へ変更した場合の令和 8 年度、令和 9 年度の予測をお聞かせ願えれば。

事 務 局	もともと令和 9 年度までに県が示す標準保険税率に近づける改定をするということになっておりますので、令和 7 年度に 2 方式にした場合には、令和 8 年度及び令和 9 年度については、今の推計ですと改定する必要がないと思います。
中沢委員	3000 円台で推移するということか。
事 務 局	そうです。
会 長	齊藤めぐみ委員いかがでございますか。
齊藤めぐみ委員	令和 7 年度に 2 方式にすると、今まで（税額が）低かった人が高くなりやすいということですか。
事 務 局	そうです。まず、4 方式と 2 方式を比べた時に、4 方式では所得割・資産割・均等割・平等割がありますが、2 方式になると資産割と平等割をなくし、それぞれの分を所得割と均等割に上乗せします。そうすると 1 人当たりの均等割が上がりますので、家族の多い世帯については、税額が上がってしまうことになります。
会 長	1 号委員の皆さん質問させていただきました。
澤田委員	特にこの関係、金額的にも 1 億 5000 万円の税率改定になります。被保険者を代表しています 1 号委員の皆さんから、やはりご意見を聞かないと、一番大変なのは 1 号委員さん皆さんですので今お話を聞かせていただきました。
澤田委員	本来でしたら、もう 2 年前に税率改正して上げたはずだったのを諸般の事情で、昨年はコロナの件、その前は少し改善したからってことで 2 年間延ばし、もう 1 億 5,000 万円足りないわけですから、これまでの経緯からいけば当然だと思います。1 号委員で特に異議がなければ、この案でよろしいんじゃないですか。
会 長	ありがとうございました。
澤田委員	この件につきまして、みなさんのご質問他ございますでしょうか。
澤田委員	なければ、この件につきまして、皆様のご了解をいただけますでしょうか。
澤田委員	（異議なしの声）
澤田委員	では事務局から説明がありました 1 億 5,000 万円の税率改定をするということでご確認をいただきました。
澤田委員	4 方式から 2 方式にいたしますのは、事務局の提案としましては、令和 7 年度ということでございますが、この件につきましても、事務局の提案でご了解いただけますでしょうか。
澤田委員	（異議なしの声）
澤田委員	ありがとうございました。では 4 方式から 2 方式は、令和 7 年度ということで、ご確認いただきました。
澤田委員	議事 1、議事 2 が終わりましたので、これにて議長の任を解かせていただきます。本当にありがとうございました。
事 務 局	松下会長、ありがとうございました。
澤田委員	それでは、次第 7「その他」報告事項について、事務局よりご報告いたします。
澤田委員	「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について」ご報告します。
澤田委員	資料 3 をご覧ください。はじめに、令和 2 年度の実績についてご報

告します。申請件数 202 件、うち 30 件が申請却下となり、減免が決定した件数は 172 件、減免額は 3,306 万 1,900 円となります。減免の対象とした世帯などの要件については資料をご参照ください。

裏面をご覧ください。続きまして、令和 3 年度の実施予定についてご報告します。令和 3 年度についても、令和 2 年度と同様に減免を実施します。減免の対象となる保険税は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象年金の給付日）が設定されている国民健康保険税となります。

なお、令和 2 年度については、減免した額の全てが国の補助対象となっていました。令和 3 年度については、当市の場合、国が 2/10、県が 3/10、市が 5/10 を負担することとなる見込みです。

市の公式ホームページ、広報いるま（7 月号）に記事を掲載するほか、被保険者証の更新や納税通知書に減免に係る案内を同封します。

納税通知書の発送日である令和 3 年 7 月 5 日より申請の受付を開始する予定となっております。

それでは、次第 8「閉会」のあいさつを晝間会長代理、お願いいたします。

（晝間会長代理あいさつ）

ありがとうございました。以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 3 年 6 月 18 日

会 長 松下 庄一

指名委員 中沢 茂樹

指名委員 築地 芳枝

2000

